

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	12月5日(木)発表
と ころ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

1 公務内における交通事故

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢および処分内容

環境部 技能長 56歳 戒告

(2) 概要

平成29年1月17日、当該職員の運転する庁有車が区道上において、歩行中の相手方と接触した。この事故により、相手方(当時79歳)に約1年2か月の治療を要する左下腿開放骨折等の傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分年月日

令和6年12月4日

【問い合わせ】

練馬区職員課人事企画担当係(人事制度・服務担当) 電話03-5984-4507